

入札監理小委員会  
第368回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第368回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年6月16日（火）17:13～19:04

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 事業評価（案）の審議

- 中央実習センター施設等管理・運営事業（自動車検査（独））
- 自動車検査用機械器具の保守管理業務（関東検査部管内）（自動車検査（独））
- 自動車検査用機械器具の保守管理業務（北陸信越・中部検査部管内）（自動車検査（独））
- 防衛大学校の本科学学生等の営内居住者に対する調理作業等業務委託（防衛省）
- 登録意匠と公知資料及び外国意匠広報資料のグルーピング事業（特許庁）

2. その他

〈出席者〉

（委 員）

稲生主査、石村専門委員、古笛専門委員、石田専門委員、小松専門委員

（自動車検査（独））

企画部 西本部長、富田参事役

企画部研修課 吉祥課長

業務部技術課 松井課長

（防衛省）

経理装備局艦船武器課需品室 瀧本部長

防衛大学校総務部管理施設課 高橋課長、濱田課長補佐

（特許庁）

審査第一部意匠課 山田課長

審査第一部意匠課意匠審査機械化企画調整室 富永室長、濱本課長補佐

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○稲生主査 それでは、ただいまから「第368回入札監理小委員会」を開催します。

本日は、「中央実習センター施設等管理・運営事業」、

「自動車検査用機械器具の保守管理業務（関東検査部管内）」、

「自動車検査用機械器具の保守管理業務（北陸信越・中部検査部管内）」、

「防衛大学校の本科学生等の営内居住者に対する調理作業等業務委託」、

「登録意匠と公知資料及び外国意匠広報資料のグルーピング事業」の実施状況及び事業の評価（案）についての審議を行います。

最初に、「中央実習センター施設等管理・運営事業」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況につきまして、自動車検査独立行政法人企画部西本部長より御説明をお願いしたいと存じます。説明は、10分程度でお願いいたします。

○西本部長 自動車検査法人企画部の西本でございます。よろしくお願ひいたします。

まずは今、御紹介のありました「自動車検査独立行政法人中央実習センター施設等管理・運営事業の実施状況について」御説明をいたします。資料1でございます。

まずは「事業の概要」でございますが、これは中央実習センター、私ども研修のために棟を持ってありますが、こちらの厚生補導業務、点検及び保守業務、清掃、施設警備、給食、その他の運營業務を委託するというものでございます。

「業務委託期間」は、平成23年4月1日から28年3月31日までの5年間。

「受託事業者」はビケンテクノグループ、これは下にありますが、ビケンテクノ株式会社と東京ケータリング株式会社のグループでございます。

「契約金額」は、9,912万円であります。

結果といたしまして、「達成すべき質の達成状況及び評価」でございます。これは幾つかございますが、まず1つ目は「快適性の確保」、研修生がそこに寝泊まりいたしますので、その施設利用者というのはすなわち研修生であります。この研修生に5段階評価でのアンケートを実施してございまして、そのアンケートの結果、「やや満足」、これは4段階ですけれども、4段、5段の割合が80%以上であるということを決めてございまして、結果としましてはこの4年間、平成26年度までの結果ですが、平均として満足度95.3%ということで基準を満足しているということで「適」とさせていただいております。

次に「品質の維持」でございますが、これは管理、運營業務の不備に起因する公共サービスの提供の中断がない。同じく、不備に起因する空調の停止、停電、断水がない。それから、同じく中央実習センター施設内での怪我の発生が全くないという条件でございますが、こちらはいずれも0回でございまして「適」とさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、「厚生補導業務」です。宿泊する研修員が快適に過ごせるようにということで、以下のような準備、受付、生活支援、疾病、怪我等の緊急時の対応等々が業務になっております。

それから、次の「点検等保守業務」ですね。これは下にありますが、空調、ボイラー、

給水衛生機器等、あるいはもう一つ下にありますが、中央監視制御装置、これは警備の装置ですが、それから機械設備、建築、電気、その他の日常点検保守、こういったものが業務になっております。

それから、その他、「清掃業務」ですね。

それから、「施設警備業務」「給食業務」ですね。敷地内に食堂を持っておりまして、朝昼晩の給食業務を委託しております。これが、きちんとできている。

その他は給茶器、分煙器、その他の清掃等ですが、こちらを全て合わせまして業務報告書でチェックをするとともに、業務監督責任者が確認をしましてその所見等から判断をしておりますけれども、「適」とさせていただいております。

それから、次のページになりますけれども、「実施経費の状況及び評価」でございます。今回の実施経費は23年度から27年度までの5カ年間で9,912万円ですが、それと比較いたしますのは市場化テストをやる以前ですから、自前でやっていた時代の実施経費を足し合わせたもの、これが平成20年度で2,220万5,000円でございます。

したがって、2. ですけども、経費削減効果は今回の9,912万円を単年度にしますと5で割った数字、これに対して20年度を基準にどうかと計算しますと、削減率は10.7%ということで経費削減効果が出ている。

3. の「評価」ですけども、単年度で比較したところ10.7%の経費削減が出ており、前回の市場化テストに引き続いて経費削減効果を維持できているのではないかという評価をさせていただいております。

次に「競争状況及び評価」でございますけれども、今回も総合評価方式で入札を実施いたしましたところ、参加者が3者ございました。いずれも参加資格は満たしておりまして、総合評価をした結果、最も評価点の高い事業者と契約をしたという結果になってございます。

それに対して、前回は21年、22年でございますが、こちらは入札参加希望者が2者だったのですが、1者が残念ながら参加資格を満たしていなかったということで、実質1者での入札となりました。そういったことから考えますと、評価としては前回に比較しても競争性はさらに改善したのではないかと考えております。

それから、次に事業者からの改善提案でございます。改善の状況として2点挙げております。1つは、多くの研修生が集まる場所ですので衛生環境は非常に重要でございます、プロトクリンウォーター霧化器というややこしい名前ですけども、要はインフルエンザ予防のための装置を設置して衛生改善に努めていただけたということが1つございます。

それからもう一点は、25年7月に集中豪雨があった際に実習棟のほうで配水管の水漏れが起きたのですが、これは直ちに雨水ますの詰まりであろうということで除去を行っていただいたということでございます。そういったいろいろな経験が、衛生環境の向上ですとか、雨水の対応などは非常に知見が生かして素早い対応ができたということは一つの改善項目ではないかというふうに評価をさせていただいております。

そういうことで全体ですが、4ページでございますけれども、市場化テスト実施以前と比べますと、まずは経費が1割以上削減をされているということ。それから今、申し上げた改善によって環境も向上しているということで、良好な実施状況が認められたのではないかと考えております。

ただ、実施状況の外部有識者のチェック体制というのはまだ特に自前でチェック体制の整備をしておらず、引き続きこの事業については市場化テストのスキームに沿って実施をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、事業の評価（案）について内閣府より説明をお願いします。説明は、5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、資料Aをごらんください。私からは、「中央実習センター施設等管理・運営事業」の内閣府としての評価（案）を御説明させていただきます。

まず1ページ目の「事業の概要」ですが、自動車検査独立行政法人の説明と重複いたしますので省略させていただきます。

次に、3ページ目の「受託事業者決定の経緯」についてですが、入札参加者は3者ございまして、いずれも入札資格を満たしていたため、総合評価落札方式で評価した結果、評価点が最も高かった株式会社ビケンテクノグループが受託者となっております。

次に「評価」ですが、実施に当たり確保されるべきサービスの質について、ただいま自動車検査独立行政法人から御説明がありましたとおり、快適性の確保、品質の保持、確保すべき水準として厚生補導業務、点検等保守業務、清掃業務、施設警備業務、給食業務、その他運営業務を適切に実施することとしております。

「対象公共サービスの実施内容に関する評価」につきまして、「快適性の確保について」は施設利用者満足度調査において「満足」「やや満足」の割合が各年目標値である80%を超えており、目標を達成していたと評価できると考えております。

また、品質の保持につきましては管理・運営業務の不備に起因する公共サービスの中断が全くないこと、空調の停止、停電、断水が全くないこと、施設内での怪我が全くないこととしており、いずれも発生回数は0回ですので、品質の保持につきましては目標を達成していたと評価できると考えております。

「確保すべき水準」につきましても、各々の業務も業務報告書の内容、業務監督者からの所見等より確実に実施されたものと評価できると考えております。

続きまして、4ページ目の受託事業者からの改善提案による実施事項につきましては、こちらただいま自動車検査独立行政法人から御説明がありましたとおり、民間事業者からの改善提案によりプロトクリンウォーター霧化器の設置による風邪やインフルエンザの予防や、配水管、水漏れの際の原因であるヘドロの除去など、迅速な対応により施設の保全に効果があったことから、受託事業者からの改善提案につきましても受託事業者の創意工夫が発揮されていると評価しております。

それから「実施経費についての評価」ですが、市場化テスト実施前の平成20年度と比べ、単年度当たり238万1,000円、率にして約10.7%相当の経費の削減があったということでございます。

「評価のまとめ」については今、申し上げましたとおり、質の確保、民間事業者による創意工夫の発揮、経費の削減といった部分でそれぞれ効果があったと評価しております。

「今後の方針」については、今回が市場化テスト2回目であり、良好な実施状況であると認められますが、外部有識者によるチェックを受ける体制が未定であることから、次期事業につきましても引き続き民間競争入札を実施することが適当であると考えております。

なお、次期事業の実施に当たりましては、早急に外部有識者等によるチェック体制の整備を行うことが望まれると考えております。以上となります。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

これは、今回市場化テスト2回目ということで、比較対象となっているのは20年度と比べておられますけれども、かなり安くなって、結果自体はもちろん望ましい結果になっているのですが、業者さんのほうは結構安くてきついか、そういうことはどうでしょうか。

○西本部長 事業者さんがどう思われているかはなかなか難しいのですが、特に手を抜いているということではなくて、確実に実施はしていただいているので、ひよっとしたらきついかもしれませんけれども、そこは特に事業に影響が出ているということはないと思います。

○稲生主査 むしろ次がどうなるかなということで、結構この業務自体、割と人件費の塊みたいな事業が多いものですから、昨今のいろいろな人件費の増加とかを見ると、今回はこの5年間で平均すると10%削減できているんですけれども、次はこのようにいくかなという懸念があります。それが、まず1点目です。

それから、お願いはやはり5年間あるわけですから、チェック体制ですね。チャンスは1年だったらあれですけれども、次の案件にもかかわるのですが、そういう体制をつくっていただけるほうがいいのではないかと感じてございまして、逆に言うところの市場化テストの枠組みはある種の外部有識者と同じような機能を持っているだろうとは推察いたしますけれども、もしよければパフォーマンスがいいときに、ぜひ終了プロセスにいていただく努力をお願いできればと思っている次第です。

ほかにいかがでしょうか。

○小松専門委員 ほとんど興味本位の質問なんですけれども、このプロトクリンウォーター霧化器というのはどういうものなんですか。

○西本部長 ここに書いてありますように、要するに殺菌効果のある薬品を混ぜたものを霧化してまいていくことで、風邪を引いた人間がいても感染を少し弱めるとかということ

ではないかと思いますが、私もそんなに専門家ではないので詳しくはわかりません。

○小松専門委員 これは、何か特定のメーカーの商品名ですか。

○西本部長 そうかと思います。

○小松専門委員 逆に大丈夫かなという気もするんです。人間にとって害がないのかなとちょっと心配はしていたんですけども、問題はないんですね。

○西本部長 特にそういった問題は起きてはおりません。

○小松専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 よろしいでしょうか。

それでは時間となりましたので、「中央学習センター施設等管理・運営事業」の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に御報告いただきますようお願いいたします。

引き続き、「自動車検査用機械器具の保守管理業務（関東検査部管内）」及び同北陸信越・中部検査部管内の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況につきまして自動車検査独立行政法人企画部西本部長より御説明をお願いしたいと存じます。説明は、20分程度でお願いいたします。

○西本部長 私から、資料2と資料3について御説明をいたします。

まず資料2でございますが、こちらが自動車検査法人の自動車検査用機械器具の保守管理業務の関東検査部管内のものでございます。

「事業の概要」ですが、これは検査法人法第14条の規定に基づき云々と書いてございますが、要は私どもも自動車の検査を業としております。その検査に使う機械器具の維持管理を内容としております。これについて、関東検査部管内の23事務所について業務を委託しているものでございます。

「業務委託期間」は、23年4月1日から28年3月31にまでの5年間。

「受託事業者」は安全自動車株式会社グループ、これは安全自動車株式会社、株式会社アルティア、株式会社イヤサカ、株式会社バンザイのグループでございます。

「契約金額」は、2億3,400万円でございます。

次に、「業務の実施に当たり確保されるべき質の達成状況及び評価」でございます。こちらは3つに分けてございまして、これは業務ごとでございますが、まず1つは「検査機器定期点検」については、定期点検に伴う閉鎖時間が半期で354時間50分を上回らない。これは合計ですけども、そういう測定指標を用いております。その結果でございますけれども、23、24、25、26年の上期、下期、それぞれに右のような時間数となっておりまして、いずれも指標を下回っておりまして、これは「適」とさせていただいております。

それからもう一つの業務、「検査機器校正」です。こちらも点検とは別に実施をしていただいておりますが、これに伴う閉鎖時間が年間358時間26分を上回らないことという指標に対して、右にございますような時間数でできたということで、これもいずれも下回っておりますので「適」。

それから、3点目は重量計を私ども持っておりますが、この定期検査も入っております。この定期検査に伴う閉鎖時間が23年度、25年度、27年度、奇数年度にあつては年間42時間30分、24年度、26年度の偶数年度にあつては20時間を上回らないこと。これは、検査をする機器の数が偶数年、奇数年で異なっておりましたので指標を分けてございますが、いずれも右にあるような時間数で下回っておりますので「適」とさせていただきます。

それから、1枚めくっていただきまして「仕様書に記載の業務内容の達成状況及び評価」でございます。

まずは定期点検ですが、全ての対象機器に必要な点検が実施をされているか。検査コース閉鎖時間が報告されているか。それから、実施結果は完了後7日以内に報告をされているかです。

それから、「検査機器校正」については、登録校正実施機関による校正を受けているか。全ての点検対象機器について、前回の校正の日からおおむね1年以内に実施されているか。コース閉鎖時間が報告されているか。結果は完了後7日以内に報告されているか。

そして、重量計についても指定定期検査機関によって検査を受けているか。前回の検査から2年以内か。閉鎖時間が報告されているか。それから、実施結果は完了後7日以内に報告されているか。これは確認事項として定めておりまして、いずれもこれはきちんと守られていたということで「適」とさせていただきます。

それから、経費でございます。今回の23年度から27年度の5カ年と、それから市場化テスト前の段階、かつ事業内容というのは数なのですが、同じ年度という17年度、18年度に当たりますが、ここで比較を実施させていただきます。それぞれ、今回のものは合計2億3,400万円、17、19年度は2カ年で1億613万円でございます。

したがって、この比較でございますけれども、2.をごらんいただけますでしょうか。直近の年度での比較ということでございましたので、25年度、26年度の2カ年間の経費と、それから市場化前で条件が同じ17、18年度の経費を比較しております。それぞれ平均をしまして引き算をしましたら、その削減率は12%減でございました。

そういうことで「3. 評価」でございますけれども、12%の経費削減が実施をされたということで、効果は維持できていると評価をさせていただきます。

それから、次のページでございますけれども、競争状況でございます。本業務、これも総合評価方式で入札を実施したのでありますけれども、今回入札参加者は2者ございまして、いずれも条件を満たしていたため、評価点が高い業者と契約をさせていただきます。

前回は実は入札参加者が1者でございまして、かつ参加資格は満たしていたんですけれ



ども、最終的に予定価格を下回らず不落となって交渉し、随意契約とさせていただいておりましたので、そういう意味では前回と比べて競争性が改善をしたと評価をしております。

それから、次に民間事業者からの改善提案でございますけれども、重量計の検査について時間外で実施をして閉鎖時間を少なくする努力が見られた。これは、実は1ページ目の数字をごらんいただきますと、重量計の検査だけは当初の指標に対して大幅に削減になってございます。これは、時間外に実施をすることで実現をしたということでございます。時間内に収め切れてはいないので少し時間は出ておりますけれども、そういった工夫によって大幅にコースの閉鎖時間を減らすことができたというのは一つの評価点であろうかと思っております。

以上から、「全体的な評価」としては、まずは経費が1割以上の削減をみたということ、競争性も非常に確保されているということですね。それから、先ほどのような工夫も見られたということで、効果は見られたというふうに評価をしております。

ただ、これは先ほどと同じでございますが、外部有識者によるチェック体制はまだ完成しておりませんで、引き続き市場化テストの枠組みに従って実施をさせていただきたいと考えております。

以上が資料2の御説明で、資料3も合わせて御説明をさせていただきます。こちらも、同じく自動車検査用機械器具の保守管理業務ですが、こちらは中部検査部管内のもの、それから北陸信越検査部管内のものでございます。

業務内容は今、申し上げたとおり、中部検査部12事務所でございます。こちらの事務所によるものが1つ。それから、北陸信越のほうは6事務所ですが、これをそれぞれまとめて委託をするというものでございまして、「業務委託期間」は先ほどのものとは違いまして26年度からの2カ年でございます。これは、競争性の確保を図るためにいろいろ事業者に声をかけていた結果、ようやくこの年度になって見込みが立ったために実施をしたものでございまして、「受託事業者」として中部検査部は株式会社オルタライフというところが取っております。それに対して、北陸信越検査部は実は残念ながら不落が続きましてまだ市場化テストに至っておりません。

「契約金額」は、したがって中部検査部については4,708万円ですが、北陸信越検査部は不落という形になってございます。

結果でございますが、次に確保されるべき質の達成状況であります。こちら先ほどと同じく、それぞれの業務についてコース閉鎖時間の上限を定めておりました。

1つは「検査機器定期点検」、これは2カ年ですので数字は小さいですが、こちらについては合計183時間30分を上回らないということで、結果それを下回っておりまして「適」。

それから、「検査機器校正」については169時間51分を上回らないということですが、これも下回っておりまして「適」。

それから「重量計定期検査」、これはまず26年度、偶数年度にあっては0分、27年度にあっては2時間45分と定めておりまして、今回はまだ26年度、単年度だけで、こちらはゼ

口でございましたのでやはり「適」とさせていただいております。

それから、次のページでございます。仕様書に記載の業務内容の達成状況でございますけれども、これも先ほどと同様にそれぞれの業務ごとに仕様書どおりの業務になっているかということを含めておまして、これはいずれもきちんと守られておりましたので「適」とさせていただいております。

それから、経費の状況でございます。入札が成り立った中部検査部でございますけれども、これは26年度と、それから市場化テスト以前で業務内容が同等である24年度の比較ということでございまして、26年度については2カ年で4,708万円、単年度で下の括弧にありますが、26年度で2,321万7,000円でございます。それに対して、24年度については単年度で2,501万8,000円でございますので、これを比較しましたところ、以下のとおり削減率は7.2%という結果となっております。

したがって、その「評価」でございますけれども、7.2%の削減効果があったということで、市場化テストの効果はあったと評価をしております。

それから競争状況でございますけれども、今回の中部検査部の入札は入札参加者2者ございまして、いずれも入札参加資格を満たしておりましたので、入札の結果として総合評価点の高い者としてオルタライフと契約をさせていただいたということでございます。

それに対して「平成25年度の契約状況」、これは市場化テスト前でございます。今回が初めてということですので、テスト前はそれぞれの業務にそれぞれの入札をしておりましたので、「検査機器定期点検」については合計5者それぞれ、3者については一般競争入札、2者については不落随契でございました。それから、「検査機器校正」については入札の結果として1者、「重量計定期検査」については1者ということで、評価としては従来に比べますと民間競争入札全体をまとめたことで入札に移行できたということで競争性の確保ができ、その結果として経費削減効果があったものと考えております。

それに対して、「北陸信越検査部」は同じように入札をさせていただいたのですが、第1回目、2月の開札でいずれも予定価格を上回っておりまして不落。そして、これは仕様書どおりなのですが、もう一回入札を6月開札で実施をさせていただいたのですが、こちらからも残念ながら予定価格を上回っており、不落でございました。1回目は2者きていただいたのですが、2回目は残念ながら1者しか参加をしていただけなくて、結果として不落であったということでございます。

「評価」でございますけれども、不落となった理由は、1者は聞き取りを行ったところ、やはりエリアが広いのですが、北陸信越エリアの中でも営業所がないところは多少やはり旅費等の経費がかかるところがございまして、高目の応札になったというようなことは聞いております。

ただ、かといってそこは予定価格を云々するというのは効果が減殺されかねませんので、ほかの工夫で引き続き実施をしてみたいと考えております。

次に改善提案でございますけれども、これも「中部検査部」については先ほどと同じで

すが、昼休みに実施をしていただくことで可能な限りの閉鎖時間の減少の努力はしていると考えております。北信は不落ですので、未実施ということでございます。

「全体的な評価」でございますけれども、中部検査部については御説明させていただいたとおり7%の経費削減が出たということで、非常に良好な実施状況と考えております。それに対して、北信は残念ながら不落ということでございまして、さらに新規参入を促す情報提供といいますか、今回2者だったんですが、ほかにもさらに声をかけて、もう一度また市場化テストの実施をしたいと考えております。以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きます、同事業の評価（案）について内閣府より説明をお願いします。説明は、10分程度をお願いします。

○事務局 それでは、資料BとCに沿って自動車検査用機械器具の保守管理業務の関東検査部管内と北陸信越・中部検査部管内の内閣府としての評価（案）を御説明させていただきます。

まず関東検査部管内の資料Bの1ページ目の「事業概要等」ですが、自動車検査独立行政法人の説明と重複いたしますので省略させていただきます。

2ページ目の「受託事業者決定の経緯」ですけれども、入札参加者が2者ございまして、いずれも入札資格を満たしていたため、総合評価落札方式で評価した結果、評価点が最も高かった安全自動車株式会社グループが受託者となっております。

次に「評価」ですが、実施に当たり確保されるべきサービスの質については、ただいま自動車検査独立行政法人から御説明がありまして、検査機器定期点検、検査機器校正、重量計定期検査の各々の設定された閉鎖時間を上回らないこと。業務内容の達成状況として、検査機器定期点検、検査機器校正、重量計定期検査を適切に実施すること。閉鎖時間の報告、実施結果を実施完了後7日以内にすること等としております。

対象公共サービスの実施内容に関する評価につきましては、「検査機器定期点検」「検査機器校正」「重量計定期検査」のいずれも、検査の実施に当たり設定された閉鎖時間を下回っており、目標を達成していったと評価できると考えております。

「業務内容の達成状況」につきましては、各々の業務とも業務報告書の内容、業務監督者からの所見等から確実に実施されたものと評価できると考えております。

続きます、受託事業者からの改善提案による実施事項につきましては、民間事業者からの改善提案により、重量計の定期検査の実施について検査時間外の昼休み等を実施することにより可能な限り検査コースの閉鎖時間を短縮することができ、受託事業者の創意工夫が発揮されているものと評価しております。

それから、「実施経費についての評価」ですが、重量計定期検査が2年に1度であり、各年度検査機器数に波があることから市場化テスト実施前の奇数年度と偶数年度の平成27年度と平成28年度の2カ年平均と比べまして、単年度当たり636万5,000円、率にして約12%相当の経費の削減があったということでございます。

「評価のまとめ」についてですが、今、申し上げましたとおり質の確保、民間事業者による創意工夫の発揮、経費の削減といった部分でそれぞれ効果があったと評価しております。

「今後の方針」についてですが、今回が市場化テスト2回目であり、良好な実施状況であると認められますが、外部有識者によるチェックを受ける体制が未定であることから、次期事業につきましても引き続き民間競争入札を実施することが適当であると考えております。

なお、次期事業の実施に当たっては、早急に外部有識者等によるチェック体制の整備を行うことが望まれると考えております。

引き続き、自動車検査用機械器具の保守管理業務の北陸信越・中部検査部管内の内閣府としての評価（案）を御説明させていただきます。まず、資料Cをごらんください。

1 ページ目の「事業概要等」ですが、同じく説明が重複しますので省略させていただきます。

3 ページ目の「受託事業者決定の経緯」についてですが、「中部検査部管内」につきましては入札参加者が2者ございまして、いずれも入札資格を満たしていたため、総合評価落札方式で評価した結果、評価点が最も高かった株式会社オルタライフが受託者となっております。

次に「北陸信越検査部管内」ですが、入札を2回行いましたが、いずれも予定価格を上回っていたため不落となっており、予定価格との乖離もあることから北陸信越検査部において事務所ごとに個別に入札を行うこととし、市場化テスト未実施という状況となっております。したがって、今後説明する評価につきましては中部検査部管内の説明になります。

「評価」ですが、実施に当たり確保されるべきサービスの質については関東検査部管内と同様となっております。

対象公共サービスの質の確保につきましては、「検査機器定期点検」「検査機器校正」「重量計定期検査」のいずれも検査の実施に当たり設定された閉鎖時間を下回っており、目標達成していたと評価できると考えております。

「業務内容の達成状況」につきましても、各々の業務とも業務報告書の内容、業務監督者からの所見等から確実に実施されたものと評価できると考えております。

続きまして、4 ページ目の「民間事業者からの改善提案による実施事項」につきましても、重量計定期検査の実施について検査時間外の昼休み等に実施することにより、可能な限り検査コースの閉鎖時間を短縮することができ、受託事業者の創意工夫が発揮されていると評価しております。

それから「実施経費についての評価」ですが、こちらも重量計定期検査が2年に1度であり、各年、検査機器に波があることから、市場化テスト実施前の平成24年度と同じ偶数年の平成26年度と比べ単年度当たり180万1,000円、率にして約7.2%相当の経費の削減が

あったということでございます。

「評価のまとめ」ですが、今、申し上げましたとおり質の確保、民間事業者による創意工夫の発揮、経費削減といった部分でそれぞれ効果があったと評価しております。

「今後の方針」についてですが、今回が市場化テストの1回目であり、中部検査部管内は良好な実施状況であると認められますが、外部有識者によるチェックを受ける体制が未定であることから、次期事業につきましても引き続き民間競争入札を実施することが適当であると考えております。

なお、次期事業の実施に当たって、早急に外部有識者等によるチェック体制の整備を行うことが望まれると考えております。

なお、北陸信越検査部管内の次期事業につきましては、再度、入札範囲の再検討や入札参加者の新規参入を促すための情報提供の強化等を行い、改めて民間競争入札を実施することが適当と考えております。以上となります。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

まず、関東検査部管内について議論をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○石田専門委員 まず実施経費の比較ですが、17年度と18年度を比較されています。参考値としてその前の随契になってしまった21年度と22年度がありますが、19年度と20年度はなぜ除外されていらっしゃるのでしょうか。

○西本部長 19年度と20年度はこの実施の基数が違いまして、実は当初不落が続いて個別に入札しているんですけども、最初の時期に実施する対象機器が欠けてしまっていて塊としての基数、この点検をする基数というか、機械の数が異なっておりますので直接比較はできないということで、その同じ基数である17年度、18年度と比較をしたということでございます。

○石田専門委員 よく理解できないのですが、21年度は随契になって21年6月1日から23年3月31日ですね。きっちり2カ年ではなくても、とりあえず参考値として出されているんですけども、19年度と20年度というのはどんな、キというのは時間の「期」ですよ。

○西本部長 この点検をする機械の数です。

○石田専門委員 機械の数が全然違うんですか。

○西本部長 本来、数は同じなのですが、最初に不落が続いて、ある機械はこの時期にやらなければいけないという時期がきてしまうとそれは個別にやっけてしまいますので、その対象の中から落ちてしまって、実際に実施する数が減ってしまっているんです。

○石田専門委員 2年間も、19年度と20年度ですが、機械の数はどこか1カ年は同じとかもなかったということですか。

○富田参事役 この3つのうち定期点検というのがあるのですが、これは年に2回行うん

ですね。年に2回行う中で、最初のほうの業者を決める際に一般競争入札でやっているんですけども、そこで不落になって少し時期がずれて後半の部分に入ってしまったので、その年度として見ると1回しかやっていないという事態が発生しています。19年度、20年度、ともにですね。そういったことで、ちょっと除外をさせていただいたということです。

○石田専門委員 もう一つ、確保されるべき質の達成状況のところですが、かなり業者さんが頑張ったのか、すごく閉鎖時間が減っています。もともとの要求水準が緩かっただけではないかという気がするんですが、その辺はまずもともとの閉鎖時間、確保されるべき質の達成状況の測定指標はどうやってお決めになられたのでしょうか。

○西本部長 この354とか358、これは基数が同じだった17年度、18年度の実測値といえますか、実際の閉鎖時間です。少なくとも、これを上回るようなことがあってはならないという意味で数字を置いたのですが、皆さん努力をさせていただいてかなり削減をさせていただいたというのが実際のところですよ。

特に、重量計などは昼休みは今までやっていなかったのですが、そういった工夫をすることで大幅に削減できたというのが実態でございます。

○石田専門委員 17年度と18年度は比較できるからということでお使いになったと思うんですけども、その前の数字は出なかったからということですか。21年度と22年度は、直近過ぎて数字がまだ固まっていなかったから使わなかったと。

○西本部長 そういう意味では直近過ぎたのか、基数が別々だったのであえて数字を使わなかったということかとは思いますが。

○石田専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 では、私から幾つか御質問がありまして、関東に関してはパフォーマンスというか、質も達成されて、年度比較は古いわけですけども、17年度、18年度ベースから比べると経費の削減もありました。

それで、受託事業者の件ですけども、2つのところから入札参加者があったということで、私は随分前に1回視察させていただいたことがありまして、業者が3者か4者ということで割と少ない業者の寡占状態みたいな話を聞いていて、今回の関東について受託された安全自動車グループですけども、たしかバンザイさんとかアルティアさんというのが、要はこの業務で今まで競り合っていたような関係にあったかと、これは局違いでしょうか。

これは、本当に安全グループということでは4者あるのか。あるいは、たまたま似たようなグループというか、似たようなことをやっておられるところが固まって一グループをつくったということではないのでしょうか。

○西本部長 この4者、安全、アルティア、イヤサカ、バンザイというのは、この検査機器をつくっているメーカーです。

○稲生主査 それぞれ別会社ですか。全く資本関係がないところですか。

○西本部長 全く4者は別々です。それで、従来ですと数が少ないこともあって、要する

に自分のつくった機器は自分で点検をしているような状況だったのですけれども、それでは競争がないということで、今回この市場化をすることで4者以外からも参入を促すことで競争状況をつくろうとしたわけでありまして、4者はそれぞれで競争をしていただければいいのですが、やはり4者間では競争はせずにこういう形で入札をされたということかと思えます。

○稲生主査 これは、市場化テストの前はこの4者が争っていたんですか。そういうわけではないんですか。

○西本部長 争うというか、4者しかなかったし、自分の機器ですからそれぞれがやっていたということに近い状況です。

○稲生主査 つまり、随契で。

○西本部長 随契というか、入札はするのですが、結局それぞれのところが取るという形でしたが。

○稲生主査 そうすると、入札参加者のもう一者なんですけれども、これは何というところですか。

○西本部長 これは、オルタライフという全く別の会社です。

○稲生主査 それは、また別の地域に出ているところですか。

○西本部長 中部にオルタライフというところが出ていますけれども、これは全くこれまでなかった社で、ここが参入することで競争環境が生まれたのでそういう削減ができたのではないかということかと思えます。

○稲生主査 そういう意味では言い方は悪いですが、今回かろうじて何とか競争が起こってくれたということではあるわけですね。

○西本部長 この機器は特殊なもので、私どもしか持っていない機器で市場がそんなに広くないものだから、なかなかほかに参入していただける事業者というのを探すのが結構大変なんですけれども、今回オルタライフという会社が入っていただけたので競争環境ができたのかなと思えます。

○稲生主査 このオルタライフさんというのは、もともと名古屋を基盤にしているんですか。そういうわけではないですか。

○西本部長 そうわけではありません。東京のほうだと思います。

○稲生主査 わかりました。競争が起こって、とにかく経費削減につながっているのであれば、それはよかったんだろうと思います。私からは以上です。

ほかにいかがでしょうか。

○石村専門委員 参考までに教えていただきたいのですが、先ほど中部検査部でオルタライフが受託された。それで、東京の会社だと。北陸信越検査部はなぜ参加はできないんですか。

○西本部長 参加はされたんですけれども、残念ながら予定価格に至らなかったということで、北陸信越検査部の第1回の2者のうちの1者ではあります。参加はしていただいて

います。

○石村専門委員 基本的には、出張や何かの採算がとれないということですか。

○西本部長 そうだと思います。そのようなことはちょっと聞いております。4者は全国にも事業所を持っているんですけれども、オルタライフさんは必ずしも全てに事業所を持っているわけではないので、その辺の旅費との関係ではないかと推測はいたします。

○石村専門委員 その予定価格は、随意契約のほうが安くなるということですか。

○西本部長 そういうわけではないと思いますけれども、高くはなってしまうんだと思います。今回の入札の結果はそういった事情で、恐らくは予定価格に満たなかったと思うんですけれども、事業所が全てにあるわけではなかったもので、どうしてもそこら辺は出張に行くとか、そういうことで高目に出たということ。

○石村専門委員 担当できるメーカーさんなどはもう把握されていて、そこには一応御案内は差し上げていて、数が少ないのでどうしても予定価格に満たないようなケースが出てきてしまうということなのですか。

○西本部長 実際にはこの2者だけではなくて、こういった技術を持った会社の何社かに声はかけているんですが、なかなか入っていただけないという事情があります。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 済みません。地域が錯綜してきたんですけれども、とりあえず関東はこれで終わりにさせていただいてよろしいでしょうか。

それで、次に中部ですけれども、中部に関しては12事務所まとめて行って入札参加者が2者あった。それで、この2者というのはオルタライフさん以外には何というところがありますか。

○西本部長 安全自動車グループです。

○稲生主査 また安全グループで、この4つの会社が中に入っている。

○西本部長 はい。この4つの会社のグループです。

○稲生主査 大体、オルタライフさんバーサス安全グループさんという感じになる。

○西本部長 この2者しか今のところ参加していただけてはいないという状況です。

○稲生主査 そういう意味では、勝ったり負けたりしているということですから、一生懸命競争したというように考えればいいでしょうね。

どうでしょう。中部について何か御質問はありますでしょうか。

では、3つ目の北陸信越ですけれども、これは頭が痛いところですね。つまり、次にどうするかということになりますけれども、何か秘策はありますでしょうか。

○西本部長 秘策というと難しいのですが、やはりいろいろなほかの事業者さんにも広く声がけをして、まだひょっとしたら気づいていない事業者さんがあれば参加していただけるのではないかと考えています。

○稲生主査 ちなみに、北陸と信越を分けると参加者が増えるということはあるんでしょうか。つまり、北陸と信越というと新幹線では結ばれましたけれども、大分地域性が違い



ますね。

○西本部長 確かに、つい最近結ばれたので大分楽になったかとは思いますが。分割をすればするほど、逆に今度はデメリットも出てまいりますので、そのバランスがどうか、2つに分けることでいいのかどうかはちょっと難しいかなという気はします。

○稲生主査 ちなみに今、市場化テストがうまくいかなく6事務所ばらばらに随契をおやりになっている。

○西本部長 入札はしましたが、随契という形にはなっております。

○稲生主査 それは、本当にばらばらな業者なんですか。

○西本部長 ばらばらというか、結果的にはこの4者それぞれです。

○稲生主査 やはり、それぞれ出てくるような感じになったわけですか。

○小松専門委員 結局、安全グループはまとまってやるか、ばらばらでやるか、どちらかしかないような判断をしているようですね。ですから、結局は2者しか今のところいないわけで、もう一つの中部を取ったところが勝たないと、結局成立しないみたいなどころがあるんじゃないかと思っているんです。

言葉はよくないかもしれませんが、やはり話し合いをしながら、安全のほうは仕事を内部で割り振っているという感じはします。だから、まとまって取るよりは個別で取ったほうがいいというふうに判断すれば、当然自分のところで落とさないというか、グループとしては落とさないような札を入れるということも戦略としては考えているだろうと思うので、これはどうしようもないかなという気も私はします。

○稲生主査 北陸信越に関しては、次も同じことが起こる可能性がありますね。

○西本部長 事業者を見つけられないとですね。その辺は少しまた努力をしなければいけないのかなと思うのですが。

○稲生主査 しかし、見つける努力をなさってもある種の特殊な検査のあれですから、結局自分の機械は自分の部品で直すということが可能な体制を持った人ということになりますね。それを持った事業者でなければ多分参入してこないと思いますし、難しいところですね。

○小松専門委員 参考までに、中部を取った会社もメーカーなんですか。ここも、検査機器をつくっている会社なんですか。そうではないんですか。

○西本部長 違います。検査機器をリビルトして販売しているような事業者さんですけども、そういった点検もしてまして、メーカーではないですが、扱ってはいます。そういう点検のノウハウは持っている会社です。

○小松専門委員 わかりました。

○稲生座長 では、つくってなくても可能性はやはりあるんですね。

○西本部長 あるのではないかと思います。そういった点検をするノウハウを持った事業者さんというのは決して2者だけではなくてほかにもありますので、最初のときにももっと複数声はかけているんです。なかなかそこは経営判断で入ってこなかったけれども、2

者だけしかないということではないと思います。

○小松専門委員 エレベーターに似ていますね。

○稲生主査 エレベーターにはメンテナンスの專業もあるわけですか。

○小松専門委員 あります。最近それがはやりで、そちらのほうが安いというので、マンションなどではそういうところに変えているところは結構あります。だから、場合によってはそういう業者が参入してくる可能性もあるかなと思いますけれども、数がそんなにたくさんあるわけではないので、エレベーターとはちょっと違うだろうとは思っています。

○稲生主査 ちょっと話を広げまして、愛知管内とか、愛知県とか、関西管内とか、九州管内とか、これは市場化テストをやっているんですか。

○西本部長 今やっているのは、この3カ所です。まず関東をやりまして、まずはオルタライフさんが入って競争性が確保されそうだといいことがあって始めて、さらに拡大ということいろいろお話を聞いたところ、事業所も増やしていったという見込みが見えたものですから、今度は中部、北信を広げていったということで、今後さらに近畿ですとか、そちらのほうも入ってくれそうなどころが見えてきますと拡大ということもあるのかなと考えております。

○稲生主査 そうですね。だから、ある種の事業者を育てていただくという変な言い方ですけども、そういうふうな形で例えばオルタライフさん形式の実質的にはメンテ專業みたいな業者さんがふえてくるといいですね。メーカーさんは、ある意味で限られる。多分技術力も要るでしょうから、じっくりと育てていくということですね。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。評価(案)については、特に異論はないということよろしいでしょうか。

とにかく卒業と申しますか、評価体制については引き続き御検討いただいて、我々の枠組みでももちろん結構ではございますけれども、もし卒業いただけるのであれば、それはそれでお願いをさせていただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、時間となりましたので「自動車検査用機械器具の保守管理業務(関東検査部管内)」、同北陸信越・中部検査部管内の事業の評価(案)等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に報告いただきますようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(自動車検査(独)退室・防衛省入室)

○稲生主査 続きまして、「防衛大学校の本科学生等の営内居住者に対する調理作業等業務委託」の実施状況及び事業の評価(案)について審議を行います。

最初に、実施状況につきまして防衛省経理装備局艦船武器課需品室の瀧本部員より御説

明をお願いしたいと存じます。説明は、10分程度でお願いいたします。

○瀧本部長 防衛省の艦船武器課需品室の瀧本と申します。本日は、よろしくお願ひいたします。

本件は、防衛大学校における調理作業等の給食業務について、平成25年6月、公共サービス改革基本方針において民間競争入札を実施することが決定され、26年度より事業を開始しております。本日の審議においては、26年度事業の実施状況に関する事項について御報告させていただき、御意見を賜りたいと思います。

詳しい内容につきましては、防衛大学校から御説明をさせていただきますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

○高橋課長 防衛大学校の管理施設課長の高橋でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。

今、内局から説明があったように、防衛大学校の本科学学生等の管内居住者に対する調理作業等業務委託の実施状況を報告いたします。

報告は担当からさせますので、よろしくお願ひいたします。

○濱田課長補佐 よろしくお願ひいたします。担当の管理施設課で課長補佐をしております濱田です。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料4に基づきまして説明をさせていただきます。「平成26年度民間競争入札実施事業 防衛大学校の本科学学生等の管内居住者に対する調理作業等業務委託の実施状況報告（案）」でございます。

まず第1番目、「事業の概要」でございますが、「1 事業内容」、本事業は防衛大学校の調理場等を使用して、防大が作成する献立及び調達する食材等により、防大本科学学生及び自衛官の管内居住者に対する調理作業等について、喫食者の満足度向上を図りながら、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」等にのっとり衛生管理を行い、安全で効率的かつ安定的に給食の提供を実施したものでございます。

2番の「契約期間」ですが、こちらは平成26年4月1日～翌平成27年3月1日までの1年間、単年度で実施させていただきました。

「3 受託事業者」でございますが、これは一般財団法人防衛弘済会でございます。

第4項、「受託事業者決定の経緯」でございます。

まず、(1)として「1回目」です。「ア 入札参加者」は4者ございまして、入札前に4者が提案書を提出し、いずれも合格といたしました。

「イ 入札及び開札日」につきましては、26年1月31日。

「ウ 入札結果」につきましては、不調でございました。これは、4者とも予定価格の範囲外ということが理由でございます。こちらは「※」印に書いてあるのですが、入札不調の原因につきましては予定価格との乖離ということございまして、再入札に際して予定価格の見直しを行うことにより対応いたしました。

(2)で「2回目」を実施いたしました。こちらの入札参加者は、前回から1者減りま

して3者が参加しております。いずれとも、第1回目入札参加者でございます。

「入札及び開札日」が26年2月13日ということで、「ウ 入札結果」につきましては防衛弘済会が落札いたしました。

1枚めくっていただきまして、2ページ目です。

「Ⅱ 確保されるべき業務の質の達成状況及び評価等」でございます。

「1 評価項目」は、入札実施要項第2項（6）において確保されるべき業務の質とされている事項でございます。読みます。

「（1）防大から指定された食事開始時間までに食事を提供すること。時間遅延0回とする。

（2）防大から指定された食数を提供すること。食数不足0回とする。

（3）衛生的な食事及び喫食環境を提供すること。受託事業者の責めに帰す食品衛生事故発生0回とする。」ということでございます。

第2項、「評価に当たっての調査項目」でございます。こちらは、同じく入札実施要項第11項に定められております。

調査項目といたしまして、「（1）前項に掲げる本事業の質として設定した評価項目」、これに加えまして「（2）献立に関する履行の状況」でございます。

第3項の「評価」につきましては、下のほうに表1というのがございます。こちらをごらんになっていただくとわかるのですが、表1のとおり調査項目の全てにおいて満足できる結果でありました。1回約2,000名に及ぶ喫食者に対し、朝・昼・夕の食事を年間を通じて遅滞なく確実かつ安全に提供できたことは、本事業の所期の目的を達成できたものとして評価できると考えております。

また、防大給食委員会委員を通じ喫食者から給食業務に対する意見を聴取しましたところ、おおむね円滑に遂行されているという評価を得るとともに、給食アンケート結果においても味つけ等について喫食者から支持を得ておりまして、受託事業者に起因する不満や改善要望は見当たりませんでした。

これは防大から指示された献立等を受託事業者が確実に履行したことの証左であり、このように確保すべき業務の質が達成されただけでなく、質の高い食事及び良好な喫食環境を提供できたことにより、給食業務に対する喫食者の好感度が向上したことは高く評価できるものであります。

続きまして、「Ⅲ．経費に関する評価」にまいります。

まず1番目として、「従前の業務における経費との比較」でございます。1枚めくっていただきまして、3ページ目をごらんください。

民間競争入札導入前後の経費の比較は表2のとおりであり、平成26年度は平成25年度と比較すると11.3%増となっているが、次の事情が影響したものと考えております。

まず表2ですが、26年度の契約額が5,380万、民間競争入札以前の平成25年度の契約額が4,750万ということで630万円の増、増加率が11.3%となっております。

では、これはなぜ従前の経費より増えてしまったかという事情につきまして、まず（１）平成25年度は現給食棟の完成に伴い、旧給食棟から厨房設備及びテーブル・椅子等の移設等作業を実施する必要があり、平成25年7月8日～同年8月12日の間、これは都合36日に及びますが、給食業務を停止したことによる委託業務の中断期間があったためであります。

それで、表3のとおり平成25年度につきましては契約を2回に分けております。このため中断期間による減額がなく、通年で委託業務が行われた平成26年度は平成25年度より契約金額が増加しているということで、26年度については通年で中断期間がなかった。逆に、25年度につきましては厨房設備の移転によりまして36日間の中断があったということで、2回に契約を分けている。これが、原因の一つだと思われまます。

次に、もう一つの理由としまして（２）平成25年7月に旧給食棟の運用を停止し、同年8月に現給食棟の運用を開始いたしました。従事者は、平成25年度については平成25年4月1日～7月7日までは旧給食棟で作業を行い、同年8月13日～翌平成26年3月31日までは現給食棟で作業を行ったのに対し、平成26年度は年度、これは平成26年4月1日～翌平成27年3月31日までですが、年度を通じて現給食棟での作業を行っております。

従事者が作業する現給食棟の学生食堂につきましては延べ床面積が約3,000平米あるのですが、旧給食棟の学生食堂の延べ床面積約2,000平米に比べまして47%増、956平米の増床となったため、受託事業者側は学生食堂清掃作業を担当する従事者を3名増やして対応いたしました。この従事者数の違いにより、両年度の経費に反映されたものと考えております。

また、1ページめくっていただきまして経費に関する「評価」でございます。

「2 評価」ですが、前項の事情に加え増額要因がないか評価を行いました。従前の業務及び本事業とも同一受託業者であったことから、増額理由について尋ねたところ、以下の回答を得ました。25年度の業者も26年度の業者も同じ防衛弘済会であったということで、増額理由について問い合わせをいたしました。

その結果が、（１）現給食棟の運用開始に伴い学生食堂の清掃区域が拡大したため、これを担当させる従事者を増やしたことにより経費が増額いたしました。先ほどの調査分析と同じ結果です。

次に、（２）平成25年度に学校給食におけるノロウイルスの発生が大きく取り上げられたことから、調理実施者側の衛生管理が強く求められることとなり、平成26年度仕様書において従前から行われていた委託従事者に対するサルモネラ菌、赤痢菌及びO-157の菌検索に、新たにノロウイルス菌検索が追加されたことも増額の一因であると申しております。

最後に（３）、これは増額原因とは関係ないのですが、本事業の実施期間は従来と同じく単年度であったが、今後複数年で行われることにより、契約頻度の減少による事務手続きの簡素化及び受注の安定による価格低減等経費の節減が期待できるということを言っております。

結果といたしまして、学生食堂延べ床面積増に伴う清掃担当従事者の増員に加えまして、

ノロウイルス菌検索の追加により、民間競争入札導入前と比べ経費は増額となったものの、床面積増による従事者数の増加は不可避でございまして、また業務全体の質の向上や衛生管理面での強化が図られたことを考慮すれば、一定の評価に値するものと考えております。

次に「IV 監督状況及び受託者との連携」についてでございます。各勤務日とも防大検査・監督官が作業に立ち会い、確保されるべき業務の質が達成されているかどうか検査・監督するとともに、受託事業者側の管理責任者から防大に提出される業務日報によりまして、防大と受託者の業務達成状況に係る認識が一致しているかについて確認いたしました。

また、従事者に対する連絡事項は全て管理責任者を通じて行い、常に緊密に連携することにより遅滞なく業務を遂行することができたと思っております。

最後は、「V まとめ」にまいります。

まず、第1項といたしまして「評価の総括」です。確保されるべき業務の質の達成状況は満足されるものであり、安全で効率的かつ安定的な給食の提供ができたと考えております。経費に関する評価につきましては経費低減には至りませんでした。学生食堂の床面積増による清掃担当従事者の増員が増額の主要因であるほか、受託事業者が挙げた増額理由につきましても、従事者に対する衛生管理面での強化に要する経費でありまして、安全で質の高い業務を行うためには相応の経費を要することが認識できましたことは、今後本業務を実施する上で役に立つものと思っております。

1枚めくっていただきまして、5ページにまいります。また、入札等に際し、透明性、競争性及び公正性の確保につきましては、公サ法に示されたプロセスに基づき、情報の公開、パブリックコメント等部外からの意見聴取及び官民競争入札等監理委員会における審議等の手順を踏むことにより、本事業開始前と比較いたしまして格段に向上できたものと考えております。特に、入札参加者4者のうち2者が新規参加者であったことから、入札実施要項等により本事業の内容をわかりやすく案内できたものと思料しております。

最後に、第2項「今後の方針」でございます。本事業は良好な実施結果を得ており、実施期間中に受託事業者が業務改善指示を受けたり、業務に係る法令違反行為等を行ったことはございませんでした。

なお、今後につきまして、実施状況については外部の有識者等によるチェックを受ける予定でございます。

また、入札には4者が参加していることから競争性は十分に確保されており、加えて確保されるべき業務の質に係る達成目標につきましても、食事の提供に際し、時間遅延、食数不足、食品衛生事故の発生及び献立の不履行は皆無でありまして、目標を完全に達成しております。

一方で、従来経費と契約金額を比較した場合、これは諸般の事情があるとはいえ、従来に比べ経費は増加しており、経費削減の面で効果があったとは言いがたい状況でございます。

ただ、本事業の契約期間は1年であったため、契約頻度の減少による事務手続の簡素化

及び受注の安定による価格低減のような複数年契約に見られる利点がなく、経費節減には至りませんでした。平成26年度と同じ委託内容で実施されております、平成27年度から29年度の3カ年度の次期事業の契約金額は表4のとおりでありまして、平成26年度単年度事業と比較いたしますと単年度当たり2.5%の減となっております。複数年契約による経費節減効果が、もう既にあらわれているということでございます。

したがって、次期事業におきまして本事業同様に良好な実施結果を得た上で、市場化テストを終了プロセスに移行したいと考えております。

報告は、以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について内閣府より説明をお願いします。説明は、5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、資料Dをごらんください。評価（案）について御説明をいたします。

まず、1の「事業概要等」につきましては先ほど説明がございましたので割愛させていただきます。

ページをめくりまして、2ページ目の2の「評価」にまいります。「対象公共サービスの実施内容に関する評価」でございますが、確保されるべき業務の質の達成状況につきましては先ほど説明がございましたとおり、調査項目の全てにおいて満足できる結果でございました。

3の「実施経費についての評価」でございますが、本事業の実施経費は従来の実施経費と比べ630万、11.3%の増加となっております。

次のページにまいります。その経費の増加理由としましては、市場化テストを実施する前の平成25年度におきまして給食棟の建替えがございまして36日間の業務停止期間がございました。そういったことや、従業者が3名増加した。そして、従業者に対する菌の検索の追加、こういったものによるものでございます。

「評価のまとめ」といたしまして、本事業において確保されるべき公共サービスの質の目標はいずれも達成されていることから、適切に事業が実施されていると評価できると考えております。

実施経費につきましては、従来経費と比べ630万、11.3%の増加が見られますが、給食棟建替え等による業務量の増加を踏まえ、業務全体の質の向上や衛生管理面での強化が図られたことを考慮すれば、一定の評価はできるものと考えております。また、今回の入札においては4者からの応札がございまして競争性についても確保されると評価できると考えております。

5の「今後の事業」でございますが、本事業は実施状況が良好でありまして競争性も確保されておりましたが、実施経費につきましては増額となっております。本年4月からの次期事業2期目でございますが、こちらにおいては3カ年の複数年度で契約しておりまして、先ほど御説明がございましたが、単年度当たりの経費削減効果が期待できることから、

引き続き市場化テストを実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費削減を図っていく必要があるものと考えております。

説明は、以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について御質問、御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

では、お願いします。

○古笛専門委員 本件ですけれども、入札が2回行われたのですが、1回目の入札と2回目の入札では、予定価格を変えられたのでしょうか。

○濱田課長補佐 はい、見直しを行いました。

○古笛専門委員 これは、1回目の入札の予定価格が比較的低い設定になっていますね。

○濱田課長補佐 そうです。

○稲生主査 そうしたら、2回目の入札で応札価格を下げてきたのですね。

○古笛専門委員 ありがとうございます。

○小松専門委員 清掃の人員を3名増やしたことを理由にされているのですけれども、その前の年の中断があったときの2回目後半のほうの清掃は今のところで同じようにやっているわけですね。

○濱田課長補佐 やっています。

○小松専門委員 ということは、この3名というのはどの時点からの。

○濱田課長補佐 26年度から増やしたというように御了解ください。これは業者さんの考え次第ですけれども、25年度はこのままでできるという判断で、結構実際にやって四苦八苦されたということで委託従事者からも不満があって、細かい話をするとお子さんが小学生とか幼稚園に通われているパートの方が多いわけですね。

ですので、仕事は時間が決まっているわけではないのですけれども、おおむね9時に始まって15時には終わりたいという計画で特に女性のパートの方がこられているわけですが、結局床面積が増えたのに人を増やさなかったなのでその時間が遅延してしまっているいろいろな不満が出て、26年度についてはやはりそこを見直そうということで3名増加したということです。

○小松専門委員 わかりました。

○稲生主査 26年度ですけれども、割と防衛省、防衛大学校としては厳しく見ているというか、「経費削減の点で効果があったとは言い難い」という結び方をしているのですけれども、ただ、実質的にはいろいろ工夫があって、さっきの3名増の話もそうだし、あるいは本当のところは25年度には36日停止したのだけれども、その部分を加味していけば、恐らく本音としては上手に経費が上がらないようにしていたという評価でもよかったのではないかと思うのですけれども、割と厳しく見ておられる理由というのはあるのでしょうか。



数字をそのまま見ているということであれば、そうなのかもしれませんけれども。

○濱田課長補佐 一番大きな理由は、既に27年度から複数年契約が開始されておりまして、こちらについては今回ネックになった経費の面で既に結果が出ております。約133万円の減ということでありまして、あとは26年度同様に法令違反なしとか、こういった順調な結果が得られれば、それで終了プロセスに持っていけると考えておりますので、あえてここで26年度の単年事業で強弁という言い方が合っているかどうかわかりませんが、それで終わらせたいと強く主張する理由もなかったのかなということ、数字としてはやはり結果が出せなかったということは事実なのでそのようにいたしました。

○稲生主査 わかりました。経費削減の効果があつたとは言いがたいとか、一定の評価ということで割と控え目にされていたものですから、それこそ今おっしゃったようにもっと思い切って評価できるものだという感じでおっしゃっていただいてもよかったのかなという感じがしていたものですから、もちろんそれが今おっしゃった27年度以降できちんと削減効果が出せそうだというふうに踏んでおられますし、実際に契約もされているわけですからほぼ確実だと思いますので、そういう意味ではそれでもよろしいのかなとは感じている次第です。

というのが、こちらもその評価案を出す関係もありまして、防大が一定の評価ということで割と控え目な評価をされていたものですから、こちらの文面も一定の評価というような書きぶりにしたところがあるものですから、冷静に見れば36日間比べる対象の25年度が少なかったとか、そういうことを考えると横ばいは少なくとも経費は抑えられているわけだし、3名の増加をさらに加えればむしろ実質的には減らしているのではないかというふうにも本来は見えるはずですから、大いに評価とは言いませんけれども、評価されていいのかなと感じた次第でございます。

○濱田課長補佐 わかりました。

○小松専門委員 その36日少ないということですが、少ないままで比較していいのかがちょっと気になるのです。いってみれば12カ月やるのか、11カ月しかやっていないのかということで、費用が違うのは当たり前なので、その分を勘案した評価にさせていただいたほうが私はいいと思うのです。

ざっと計算したのですが、仮に36日やっていたとしてどのくらいになるかというと、単純に割り増しで計算すると475という数字が527になるのですね。そうすると、その超過分は110万円くらいなのです。600万というのはちょっと多過ぎて、そのくらいの評価にしていくほうが私は事実に近いというか、そんな感じがするので、この600万不足していますというのは比較の仕方としてはアンフェアな感じが少しあるのです。あえて変えてくれとは申しませんが、そこはもう少し御配慮いただいてもよかったのかなという気はします。

○稲生主査 これは、内訳はなかなか出にくいのですね。やはり一本で入れている関係もありまして。

○濱田課長補佐　そうですね。業者のほうにもいろいろ聞いたのですが、純粋な、例えば25年の4月1日～7月7日の1,550万という数字ですが、この数字の中にはこの中断期間によって委託の方が他の会社に移らないように引きとめ料みたいなものも含まれていまして、細かく分析していきますとかなり複雑になってくるので、そうであれば純然と数字で判断したほうがいいのではないかという考えです。

○小松専門委員　わかりました。厳密におやりになるのだったらそういうことですね。

○稲生主査　それはそうですね。厳しい評価をするというのは、一つのあれかもしれませんが、よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「防衛大学校の本科学生等の営内居住者に対する調理作業等業務委託」の事業の評価(案)等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局　特にございませぬ。

○稲生主査　それでは、事務局におかれましては本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に御報告いただきますようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(防衛省退室・特許庁入室)

○稲生主査　続きまして、「登録意匠の公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業」の実施状況及び事業の評価(案)について審議を行います。

最初に、実施状況につきまして特許庁審査第一部意匠課山田課長より御説明をお願いしたいと思います。説明は、10分程度でお願いいたします。

○山田課長　特許庁審査第一部意匠課長しております山田と申します。よろしく申し上げます。

そうしましたら、まず簡潔に本事業、それから本事業がどのように使われているのかというところを改めまして少し御紹介いたしたいと思います。

意匠審査は意匠登録出願が出願されましたときに新規性、新しいかどうか、それから簡単につくり出せないかどうかということをして全て審査いたします。これにつきましては、過去1888年から出願された資料のほかに、「公知資料」と申しましてカタログ、雑誌、インターネット情報、これらから収集しております、収集した時点で新しいと思っているデザイン、それから「外国意匠公報資料」、それから必要に応じて特許実用新案の図面がついておりますので、これを集めて行ってございます。これらを集めまして大体900万件、これは世界最大のデザインデータベースとなっております。これらを意匠登録出願がされますと6カ月程度で全て新しいかどうか、要するに似ているものがないかどうかをチェックさせていただきます。

さかのぼること約20年前は紙資料で全て行っておりましたので、FAが12カ月以上、お客さんを12カ月も待たせるということがございましたが、これをデジタルデータ化させていただいたということもございまして、今や6カ月程度で審査をさせていただいております。

このお客様を待たせないというところに端を発して本事業がございまして、実施庁目標といたしまして6カ月程度で我が国の意匠審査の結果を出させていただいております。

簡単にいいまして、我が国産業界が創出しております製品につきましては大体春夏物、秋冬物のように2期に分かれて製品投入をしておりますので、これらに合わせて審査をするというのが非常に重要な点でございます。この意匠審査をするに当たって、6カ月というところが実施庁目標でお約束しているところでございます。

さて、このグルーピングデータといいますのは何かといいますと、意匠登録出願されたものはその後実施されます。大体80~90%の確率で実施されていくわけですが、上市、いわゆる製品投入されますとカタログ、雑誌、こうしたところに掲載されていくことになります。

こうしたときに、意匠登録出願はおおよそ半年以上前に出願されておりますので、さまざまなデザインの変化があったりとか、もしくは金型が若干変わったりというところでカタログ、雑誌に載ったときには違ったものもございます。

一方、意匠登録出願は線図でされている関係もございまして色がついていないもので出願されております。こうしたものを公知資料と出願資料全て私どもも持っておりますので、グルーピングと申しましてまとめておくことによってサーチの効率化を上げていくというところでございます。

これを登録になった意匠、意匠登録出願は年間3万件ぐらいございますが、この中で登録されていくのが大体80~90%になります。後ほど説明したいと思っておりますけれども、登録意匠に対してグルーピングをしていく、公知資料、もしくは外国意匠公報等をまとめておく、これによって、サーチの効率性を生み出しているところでございます。

具体的には、実際に線図で出願されたものが上市されますとカタログになっていくわけなんです、これは本物の実施物であるかどうか。それから、意匠権者が実際に出されている場合もございますが、実際にOEMして違う会社が製品を出されているケース。それから、実際に出願された時点とは若干形を変えまして、もしくはオプションをつけて販売されているケースというものがございます。

今、申し上げました実施物、それから他社が出している場合、それから実際には少しデザインをアレンジしたもの、この3つも含めまして公知資料として私どももカタログ、雑誌、インターネット情報から集めてございます。これらを登録意匠とまとめておくことによって、20~30%弱になりますけれども、資料をまとめておくことができます。これをサーチすることによって、実は権利、調査をした上で「実施物」が何かということを見られる仕組み、それから無駄な資料を見ないで済む仕組みというのを生み出してございまして、これをつくっていただきますのがグルーピング事業となっております。

このグルーピング事業の実施状況といたしまして25年度から3カ年でやってございますが、25年度、26年度の実績といたしまして、25年度は登録意匠、登録させていただいた権利といたしますのが2万4,957件ございます。それから、26年度につきましては2万7,133件、

おおよそ先ほど申しましたとおり80～90%の登録率になっています。

これらについて実施物と、それからOEMなどで他社が出されている製品、もしくは多少デザインを変えたものということでまとめさせていただいているのですが、このうち実際にはバリエーション、他社が出された場合、それから類似意匠、ちょっと変えたものには報告書をつくっていただいております、これが登録意匠の25年度につきましては2万4,957件に対して、報告書としては実際には5,500、26年度の登録の2万7,133件に関しまして報告書は5,300ございます。

実際には簡単な報告でございまして、権利者と違う者が出しておりますとか、類似の点につきましてはどの点が違う、例えば、机に何かオプションがついたとか、そうした違う点を簡潔に報告書にまとめていただいております。

これらにつきまして、納入結果としましては非常に好成績でございまして、25年度には一部2件だけ間違いがありまして、実際には実施物として評価されてきたものがありましたが、扇風機みたいなもので若干ボタンの位置がずれているというものがございました。こうしたものが2件程度あって、これは私どものほうの指摘から以後、間違いがございません。具体的には、26年度は間違いはなかったということでございます。

それから、事業者の提案に基づく改善というのがございまして、私どもは画像デザインと申しまして、実際には携帯電話とか、もしくはスマートフォンに表示されるような画像デザイン、GUIみたいなものを保護の対象としています。これらにつきまして意匠審査基準をちょっと改正させていただき、AからA'、B'のように移るものも一つの意匠とするということを23年の8月ぐらいに基準改定させていただいております。

この登録例が出たのが約1年後になりまして、25年度からは業者自らがこの審査基準をよく熟読していただき、これらについて基準が改定される前と基準が改定された後につきまして1意匠、1つのデザインと考えますよという考え方をよく理解していただいて、この点を改善して納入していただいております。非常にこの点についても、私どもとしましてはありがたい点でございます。

経費の削減としましては、実際には24年度以前につきましては3,480円、1件当たりの単価でございしますが、こうした価格でやっておりましたが、この市場化テストに入りましたところからは単価としましては2,600円ということで非常に下がってございます。下がったことではございますけれども、質が高まったというところで大変私どもはありがたく思っております。

こうしたこともありまして、実際には24年度から25年度、26年度というところでファーストアクション、先ほど申しました審査をしている時間帯も非常に短くなってきておりまして、お客様、実際の出願の方々にも評価していただくファーストアクション6カ月を保っているところでございます。

簡単ではございますけれども、事業の概要、それから実施状況でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、事業の評価（案）について内閣府より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業」の事業評価（案）につきまして、資料Eに基づきまして御説明申し上げます。

「事業概要等」につきましては、先ほど特許庁から御説明があったとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして「受託事業者決定の経緯」でございますが、こちらは1者応札という形になってございます。

引き続きまして、公共サービスの質の確保につきましては、この事業は4点の質が設定されております。

まず1点目といたしましては、基準に従って「実施物」「バリエーション」「類似」のグルーピングレベルに該当する意匠を収集し、相関情報を作成することというものがございます。これにつきましては先ほど御説明がありましたとおり、平成25年度、26年度、それぞれの判断が確実なものであったということで「適」としております。

2番目に、グルーピングレベルを付与した調査対象資料につきまして報告書の作成をするという質が設定されてございます。こちら先ほど御説明がございましたとおり、平成25年度は約5,500件、平成26年度は約5,300件ということで、納品された報告書は簡潔、的確に要点がまとめられているということで「適」といたしております。

3番目に、「再納品」につきまして、誤りがあった場合は再度納品することという質が設定されてございますが、こちらにつきましても御説明がありましたとおり、平成25年度に2件の誤りがあったが、誤りを修正し再度納品されており、これ以外に誤りはないということで「適」ということになっております。

4番目に、「事業スケジュール」といたしまして、特許庁の公表するスケジュールに合わせた事業スケジュールを厳守することという内容でございますが、こちらについてもスケジュールは厳守されているということでございまして、確保すべきサービスの質については全て達成していると評価できるといたしております。

さらに、特許庁が納入物をチェックすることにより、簡潔、的確な報告書が作成され、事業が確実に実施されているということで、水準も確保されているということで評価してございます。

また、「民間事業者からの改善提案による実施事項」につきましても先ほど御説明がありましたとおりでございますが、民間事業者のノウハウの発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できるといたしております。

引き続きまして、実施経費につきましては先ほど御説明がございましたとおり、単価当たりの削減額が880円ということで25.3%の削減がされております。平成25年度と26年度の件数の単価当たりの削減額を掛けてみますと、単年度当たり同じ単価で、以前の単価で契約した場合と比較いたしますと2,292万円の経費が削減されているということでございます。

「評価のまとめ」といたしましては、公共サービスの質の目標はいずれも達成され、事業が確実、適切に実施されており、また民間事業者のノウハウの発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できるといたしております。さらに、実施経費につきましても削減が認められております。

今回の応札においては1者応札でありまして、この点につきまして特許庁では2カ月に1度の報告及び納品としていたところ、意匠の類否判断をする能力を有する者の時間的負担を軽減するため、3カ月に1度の納品とすることで複数の者が応札しやすい環境をつくる旨の検討がなされております。

そこで「今後の方針」でございますが、本事業は実施状況が良好であり経費も削減されているが、1者応札となっていることから、次期事業についても引き続き民間競争入札を実施することが適当と考えられる。

なお、次期事業の実施に際しては、競争性の改善に向け、業務の内容の見直しに留意することが必要であるということで取りまとめをしております。以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

○石村専門委員 教えていただきたいのは、1者だけということなんですけれども、複数の潜在的に参加していただける企業さんなり団体さんというのはあるのでしょうか。

○山田課長 私どもの事業で実際にデータをつくっている、公知資料そのものをつくられている方々も複数いらっしゃいますので、潜在的にはいらっしゃると思っております。

○石村専門委員 その方たちに、なぜ参加していただけないのかというヒアリングや何かは既に実施はされているのでしょうか。

○山田課長 行っております。

○石村専門委員 一番参入障壁というか、なぜ参加しなかったのかという一番大きい理由、多かつた理由というのはどういうものだったのでしょうか。

○山田課長 前回、3年前に入札をさせていただいた際に、最終的には実施物なのか、パリエーションなのか、もしくは類似する意匠なのかという判断するところに若干自信がない。もう少し意匠審査という重たい、実際にはまとめるというところで間違いがあつてはいけないというところがどうも少しネックになった感がありまして、実際にそうした判断をする方を集めるのに少し時間が足りなかったようなことをお伺いしています。

○石村専門委員 ということは、その判断する方さえ集める準備期間をちゃんと設ければ、参加しますよと回答した企業さんなり団体さんなりが複数いたということですか。

○山田課長 参加表明までは確認はしてございませんが、実際に私どもの事業を開示して周知させていただいたときに、事業を聞きにきていただいた方々にヒアリングをしたとき

にはそうしたお答えでした。

○石村専門委員 ということは日程を、ちゃんとその準備期間をとれば参加してもらえる可能性が高いということですか。

○山田課長 はい。

あともう一つございまして、先ほどちょっと御説明いただいたとおり、実際に納入までの時間が非常に短くて実施物、それからバリエーションなのか、類似なのかというのを判断する時間が少し短いんじゃないかということをおもひ危惧しておりました、実際に集めた方はトレーニングしても判断に迷うようではということで、それが2カ月だと実際にはサーチして調べてという、納入までの時間がちょっと短いという御意見はございました。

○石村専門委員 だから、2カ月を3カ月にということなのですか。

○山田課長 そのとおりでございます。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○石田専門委員 事業者からの提案に基づく改善状況ということですが、今回は判断基準についての問い合わせがあった。しかし、詳細な判断基準をつくられたのは特許庁なんですよ。

○山田課長 おっしゃるとおりです。審査基準をつくったのは私どもです。

○石田専門委員 事業者からの提案に基づく改善状況というのは、事業者がこういうことをしましよと言って新たな提案をし、それを事業者が実施するというものが多いようですが、こちらの場合はこれでは判断ができないから精緻な判断基準をつくってくださいと特許庁に投げたということが事業者からの提案に基づく改善状況になるのでしょうか。ちょっと違和感があったんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○山田課長 御指摘ありがとうございます。もう少し詳しくいいますと、私どもの審査基準というのは実は産業構造審議会の下部組織の中で直しているものでございまして、それが実際には運用された時期というのが先ほど申しました平成23年8月からになってございます。

それで、そのまま事業を以前のままで進めていてもグルーピングの機能としては成り立ったわけなのですが、1意匠として実際にはまとめるべきものが登録意匠としてなった以上、そこに複数まとめるのではなくて、その1意匠と考えられるものをまとめたかどうかという改善提案がありまして、それは基準に則っています。そのほうが我々としては審査が早くなりますというところで、御提案を受け入れさせていただいたというのが実態でございます。

○石田専門委員 今のお話だと問い合わせではなくて、こういうふうにしたほうが良いという提案があったという理解でいいですか。

○山田課長 ありがとうございます。そのとおりでございます。

○石田専門委員 そうであるなら、問い合わせという表現を変えて、こういうふうにしたほうが良いという提案があったとされたほうがわかりやすいかと思えます。

○山田課長 申しわけございません。ありがとうございます。

○稲生主査 ほかによろしいでしょうか。

何とか複数の事業者の方が応募してくださると、経費の削減効果が出ているものですから、そういう意味では頑張っていたきたいと思いますので、とりあえずいただいた提案によると3カ月に1度の納品ということで少し期間を延ばすという御努力もありますし、先ほどお話がありました新規参入者が人をそろえられるような余裕を持った、そういう意味では期間をもって応募できるようなスキームに次は御検討いただければと思いますので、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、時間となりましたので、「登録意匠の公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業」の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 先ほど石田委員から御指摘がございました、民間事業者からの改善提案による実施事項の点の「問い合わせ」というところにつきまして「提案」とするような形で文書が通るよう、実施状況及び評価（案）を訂正させていただきたいと思います。

○稲生主査 よろしくお願いたします。

それでは、事務局におかれましては先ほどの修正を踏まえた上で事務局から監理委員会に御報告いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（特許庁退室）